



福井県農業共済組合 公告第 15 号

危険段階別共済掛金率設定・適用ガイドライン（平成 30 年 4 月 18 日農林水産省経営局長通知 30 経営第 166 号）の 4 の（3）に基づき、
激変緩和措置を定めたので別紙のとおり公告する。

令和 2 年 3 月 13 日

福井県農業共済組合

組合長理事 千田 千代和



(別 紙)

福井県農業共済組合事業規程第百四十八条第二項の組合員の危険段階区分について、次のように激変緩和措置を実施する。

1. 激変緩和の対象

- (1) 共済事業の種類 園芸施設共済
- (2) 共済掛金区分 特定園芸施設及び附帯施設に係るプラスチックハウスⅡ類の全共済掛金区分

2. 激変緩和措置の内容

- ア 危険段階区分の引上げは、激変緩和措置として、年最大 10 区分まででとどめる。
- イ 激変緩和措置が適用された者について、激変緩和措置が適用された年の翌年以降に適用される危険段階区分は、更新された加重平均損害率により判定される当該年の危険段階区分（激変緩和措置を講じなかった場合の当該年の危険段階区分をいう。以下同じ。）が次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (ア) 直近年に共済金の支払があり、前年に適用された危険段階区分と比べてアの年最大の引上げ区分数を超えている場合
前年に適用された危険段階区分にアの年最大の引上げ区分数を加算した危険段階区分を適用する。
 - (イ) 直近年に共済金の支払がないにもかかわらず、前年に適用された危険段階区分より上位の危険段階区分と判定される場合
前年に適用された危険段階区分と同じ危険段階区分を適用する。
 - (ウ) 前年に適用された危険段階区分より 2 区分以上下位の危険段階区分と判定される場合
最低位の危険段階区分に達するまでは、前年に適用された危険段階区分より 1 区分下位の危険段階区分を適用する。
 - (エ) (ア) から (ウ) までに該当しない場合
更新された加重平均損害率により判定される当該年の危険段階区分を適用する。

附 則

この公告は、令和 2 年 4 月 2 日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から施行する。